

30年度の介護保険料 決定通知書を7月中旬に送付します

特別徴収（年金から保険料が天引きされている方）

今回確定した年額保険料から4・6・8月分を差し引いた額を10・12・2月に徴収します。

来年度の4月の保険料は2月と同額で徴収します。

※ 金額等が変更になる場合は別途通知します。

普通徴収（納付書で保険料を納めている方）

今回確定した年額保険料から1～3期分を差し引いた額を4期（7月）以降も、毎月納付書で納めていただきます。

※ 10月から特別徴収が開始される場合もありますので、

通知書の期別（月別）保険料額をご確認ください。

保険料の軽減制度

災害・失業等で保険料の納付が困難な場合の納付猶予・減免の制度や、保険料第2・第3段階で生活に困窮している方の保険料軽減の制度があります。

お問合せ 介護保険課 ▷保険料 ☎21-3033

▷納付相談 ☎21-3037

介護保険料決定通知書を大切に保管してください

第1・第2・第3段階の表記がある決定通知書は、高齢者肺炎球菌感染症予防接種、高齢者インフルエンザ予防接種の自己負担免除の確認書類に使用できます。

高齢者肺炎球菌感染症 予防接種費用の助成

今年度の「肺炎球菌ワクチン」定期接種の対象者は、市内の委託医療機関で助成による接種が受けられます。

対象者 過去に「23価肺炎球菌ワクチン」を接種したことがない方で、

30年度接種対象者

① 右表の生年月日に該当する方（対象年齢の方には7月中旬に案内を送付します。）

② 接種日に60～64歳で身体障害者1級相当の心臓、腎臓、呼吸器の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有する方

対象年齢	生年月日
65歳	昭和28.4.2～昭和29.4.1
70歳	昭和23.4.2～昭和24.4.1
75歳	昭和18.4.2～昭和19.4.1
80歳	昭和13.4.2～昭和14.4.1
85歳	昭和8.4.2～昭和9.4.1
90歳	昭和3.4.2～昭和4.4.1
95歳	大正12.4.2～大正13.4.1
100歳	大正7.4.2～大正8.4.1

期間 8月1日(木)～31年3月31日(日)

費用（自己負担額） 4,000円

※ 30年度市民税非課税世帯（生活保護受給世帯を除く）の方は自己負担免除

お問合せ 保健予防課 ☎32-1547

HP 特殊詐欺から身を守ろう！

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号（わ）279 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び不動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護のため、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年4月25日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター
東京都千代田区霞が関2丁目 電話番号
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-■■■■-■■■■
受付時間 9:00～20:00（日、祝日を除く）

はがきによる詐欺が多発中！

最近、「法務省管轄支局 民間訴訟告知センター」などを名乗る、身に覚えのない「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というはがきが届いたという相談が多く寄せられています。

なかには、保護シールが貼付され目隠しされたはがきもあります。

はがきには「訴訟」「差押え」などと書いてあり、慌てて窓口で電話をすると、弁護士のふりをした犯人に、電子マネーやコンビニ払いなどで「訴訟取消の和解金」を支払うように要求されます。

はがきが来ても電話はしない！ 無視しましょう！

少しでも「おかしいな」と思ったら、消費生活センターや警察に相談を。

▷消費生活センター ☎26-4646 ▷警察 ☎110

ヤミ金融にご注意を！

借金返済に行き詰まった時、やさしく、親身に話を聞いて、助けるふりをして近づき、法外な金利でお金を貸しつける「ヤミ金融」（違法業者）には、絶対に手を出してはいけません。

借金問題でお困りなら市役所へご相談を！

借金相談専用ダイヤル ☎21-3160(さいむゼロ)

受付 暮らし安心課 平日8:45～17:30 相談無料・秘密厳守

